

平成22年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

携帯電話機メーカーX社が開発した携帯電話機「ミニエッグ」は、斬新でかわいいタマゴ形の形態に特徴があり、欧米で常に品薄が続くほどの人気を博している。このことは、日本でも広く知られている。

日本の携帯電話会社A社は、日本では未発売であった「ミニエッグ」をA社の通信サービスのみで使えるようにするため、X社の有する「ミニエッグ」に関する特許権、意匠権及び商標権のライセンス契約を含む「ミニエッグ」の独占販売契約をX社と締結し、販売を開始した。

X社による「ミニエッグ」の販売が開始された後、日本の携帯電話通信会社Y社は、携帯電話機メーカーZ社に、「ミニエッグ」と酷似する形態の携帯電話機「たまごっこ」を開発させ、Y社の通信サービスで使える製品として販売した。

- (1) X社は、Y社、Z社に対して、不正競争防止法上、なんらかの請求をすることができるか。
- (2) A社とX社が締結した契約は、独占禁止法に違反するか。

【100点】